

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例				
条 例 番 号	昭和45年神奈川県条例第3号	法 規 集	第8編第2章第4節		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部医療課				
条 例 の 概 要	この条例は、将来県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>本県のリハビリテーションを担う理学及び作業療法士の人口10万人当たりの数は、平成28年時点で全国平均を下回っている。</p> <p>第7次神奈川県保健医療計画では、医療連携体制の構築、地域包括ケアシステムの推進において、理学及び作業療法士は大きな役割を担っている。</p> <p>本条例は、理学療法士又は作業療法士の業務に従事する有能な人材の育成を目的としており、現在でも必要な条例である。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>修学資金を貸付けた修学生の理学又は作業療法士としての県内就業率は高く、課題解決に有効である。</p>			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。</p>			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>第7次神奈川県保健医療計画では、医療連携体制の構築、地域包括ケアシステムの推進において、理学及び作業療法士は大きな役割を担っており、県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事する有能な人材を育成する本条例は、県政の基本方針に適合している。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>憲法第26条第1項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」、教育基本法第4条第3項「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」に寄与しており、憲法、法令には抵触しない。</p>			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				